

名古屋市公報

平成22年 7月 7日号

第865号

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
発行所 名古屋市役所
電話 [052] 972-2246
編集兼 名古屋市総務局
発行人 行政システム部法制課長

目次	ページ
○ 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 (総務・給与課) (第41号)	4
○ 職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (総務・給与課) (第102号)	6
○ 環境影響評価書について (環境・地域環境対策課) (第349号)	7
○ 特定計量器定期検査の実施 (市経・計量検査所) (第350号)	9
○ 名古屋市桶狭間中部土地区画整理組合の定款の変更認可 (住都・区画整理課) (第351号)	11
○ 農作物(水稻)共済掛金率等一覧表について (緑土・農政課) (第352号)	12
○ 換地処分に係る公示送達 (住都・区画整理課) (第353号)	13
○ 農用地利用集積計画について (緑土・農政課) (第354号)	14
○ 農用地利用集積計画について (緑土・農政課) (第355号)	15
○ 家賃算定にかかわる利便性係数について (住都・住宅管理課) (第356号)	16
○ 告示の訂正について (住都・開発指導課) (第357号)	17
○ 平成22年度名古屋市国民健康保険料の所得割額に係る保険料率について (健福・保険年金課) (第358号)	18
○ 個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定 (財政・税制課) (第359号)	19
選挙管理委員会告示	
○ 委員長職の退職について (第6号)	20
○ 委員長選挙の結果について (第7号)	21
○ 委員長職務代理者の指定について (第8号)	22
上下水道局管理規程	
○ 名古屋市上下水道局非常勤職員の就業の特例に関する規程 (第22号)	23
○ 名古屋市上下水道局職員の給与の特例に関する規程の一部改正 (第23号)	24
○ 名古屋市上下水道局退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員の期末手当及び奨励手当の特例に関する規程 (第24号)	26
○ 名古屋市上下水道局職員の勤務時間及び休暇に関する規程等の一部改正 (第25号)	28

交 通 局 告 示

- 1DAYお子サマーパス2010の発行について (第7号) 31
-

交 通 局 管 理 規 程

- 職務に専念する義務の免除基準に関する規程及び職務に専念する義務の免除基準に関する規程の一部を改正する規程の一部改正 (第21号) 33
- 勤務時間及び休暇に関する規程の実施細目に関する規程及び職員の育児休業等に関する条例施行規程の一部改正 (第22号) 36
-

病 院 局 管 理 規 程

- 名古屋市病院局職員の勤務時間及び休暇に関する規程の一部改正 (第24号) 37
- 名古屋市病院局職員の職務に専念する義務の免除基準等に関する規程の一部改正 (第25号) 38
- 名古屋市病院局職員の育児休業等に関する規程の一部改正 (第26号) 40
- 名古屋市病院局職員の勤務時間の特例等に関する規程の一部改正 (第27号) 41
-

公 告

- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出の公告 (市経・地域商業課) 43
-

条 例 の あ ら ま し

○ 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（第41号）

1 改正内容

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第2条から第3条、第5条及び第6条関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

規 則 の あ ら ま し

○ 職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第102号）

1 改正内容

職員の育児休業等に関する条例（平成4年名古屋市条例第17号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第3条及び第3条の2関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年 6 月 30 日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第41号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年名古屋市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条中第1号、第2号、第5号及び第6号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とする。

第2条の次に次の1条を加える。

（法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第2条の2 法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第3条の見出し中「再度の育児休業をすることができる」を「法第2条第1項ただし書の条例で定める」に改め、同条中「に規定する」を「ただし書の」に改め、同条第1号中「第5条第2号」を「第5条」に、「同号」を「同条」

に改め、同条第 3 号中「育児休業等により両親が」を「育児休業により」に、「引き続き配偶者（当該子の親であるものに限る。）が 3 月以上の期間にわたり当該子を常態として養育した」を「3 月以上の期間を経過した」に改め、同条第 4 号中「再度の」を削る。

第 5 条を次のように改める。

（育児休業の承認の取消事由）

第 5 条 法第 5 条第 2 項に規定する条例で定める事由は、任命権者が、育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認することとする。

第 6 条を次のように改める。

第 6 条 削除

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に改正前の職員の育児休業等に関する条例第 3 条第 3 号の規定により職員が申し出た計画は、同日以後は、改正後の職員の育児休業等に関する条例第 3 条第 3 号の規定により職員が申し出た計画とみなす。

職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 6 月 30 日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第 102 号

職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成 4 年名古屋市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第 2 条及び第 3 条を次のように改める。

第 2 条及び第 3 条 削除

第 3 条の 2 第 1 項中「及び第 3 項」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

名古屋市告示第349号

環境影響評価書について

名古屋市環境影響評価条例（平成10年名古屋市条例第40号）第23条の規定により、事業者からささしまライブ24地区「（仮称）グローバルゲート」建設事業に係る環境影響評価書（以下「評価書」という。）の提出がありましたので、同条例第24条の規定により次のとおり告示するとともに、この評価書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成22年 6 月28日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
ささしまライブ24特定目的会社
代表者 取締役 海田雅人
東京都千代田区丸の内三丁目1番1号 東京共同会計事務所内
- 2 対象事業の名称及び種類
ささしまライブ24地区「（仮称）グローバルゲート」建設事業
大規模建築物の建築
- 3 対象事業の実施予定地
名古屋市中村区平池町4丁目
- 4 評価書の提出年月日
平成22年6月17日（木）
- 5 評価書の縦覧の場所、期間及び時間
 - (1) 縦覧場所
 - ア 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課（以下「地域環境対策課」という。）

(名古屋市役所東庁舎 5 階)

イ 各区役所 (以下「区役所」という。)

ウ 名古屋市中区栄一丁目23番13号

名古屋市環境学習センター (以下「環境学習センター」という。)

(伏見ライフプラザ13階)

(2) 縦覧期間

平成22年 6 月28日 (月) から平成22年 7 月27日 (火) まで。ただし、地域環境対策課及び区役所にあつては日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日 (以下、「祝日法による休日」という。) を、環境学習センターにあつては月曜日 (祝日法による休日が月曜日に当たるときは、その直後の祝日法による休日でない日) を除きます。

(3) 縦覧時間

ア 地域環境対策課

午前 8 時45分から午後 5 時15分まで

イ 区役所

午前 8 時45分から午後 5 時まで

ウ 環境学習センター

午前 9 時30分から午後 5 時まで

名古屋市告示第 350 号

特定計量器定期検査の実施

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を行います。

平成 22 年 6 月 28 日

名古屋市長 河 村 たかし

1 定期検査を行う区域

熱田区及び守山区

2 対象となる特定計量器

計量法第 19 条に定める特定計量器のうち、非自動はかりであって、ひょう量が 250 kg 以下のもの（分銅及びおもりを含む。）。ただし、ひょう量 250 kg を超える非自動はかりを有する事業所で使用するひょう量 250 kg 以下のものは除きます。

3 実施の期日及び場所

(1) 熱田区

検査日	検査場所
8 月 2 日（月）	野立小学校（東門：北土間）
8 月 6 日（金）	船方小学校（東門：特別活動室）
8 月 9 日（月）	白鳥小学校（北校舎東門：特別活動室）
8 月 10 日（火）	大宝小学校（北門：体育館）

(2) 守山区

検査日	検査場所
-----	------

8月20日（金）	森孝東小学校（東正門：玄関）
8月23日（月）	なごや農業協同組合志段味支店（車庫）
8月24日（火）	鳥羽見小学校（東通用門：体育館）
8月26日（木）	小幡小学校（西正門：特別活動室）
8月27日（金）	守山小学校（南正門横通用門：研修会議室）
8月30日（月）	大森小学校（東正門：集会室）

ただし、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第2項に基づく申請があった特定計量器の検査場所については、その所在の場所とします。

4 実施する機関

名古屋市及び指定定期検査機関社団法人愛知県計量連合会

名古屋市市民経済局市民生活部計量検査所

名古屋市告示第 351号

名古屋市桶狭間中部土地区画整理組合の定款の変更認可

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第39条第 1項の規定により、次の土地区画整理組合の定款の変更について認可しました。

平成22年 6月29日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 組合の名称
名古屋市桶狭間中部土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地
名古屋市緑区有松町大字桶狭間字樹木 2番地
- 3 設立認可年月日
平成 2年 7月17日
- 4 変更認可の年月日
平成22年 6月29日

名古屋市住宅都市局まちづくり企画部区画整理課

名古屋市告示第 352号

農作物（水稲）共済掛金率等一覧表について

名古屋市農業共済事業条例（昭和49年名古屋市条例第16号）第22条の規定により、農作物（水稲）共済掛金率等一覧表を次のとおり作成しました。

なお、農作物共済（水稲）加入者の支払うべき共済掛金の2分の1に相当する金額は、国庫が負担します。

平成22年 7月 1日

名古屋市長 河 村 たかし

農作物（水稲）共済掛金率等一覧表（平成22年産）

共済目的	地域区分	1キログラム当たり 共済金額	共 済 掛 金 率	
水稲	全市域	飼料の用に供することを目的とするものを耕作を行う耕地に係るものにあつては、24円、米粉の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、42円	第18条第1項第1号に規定する、農作物共済加入者が選択する割合のうち、100分の70	0.356
			第18条第1項第1号に規定する、農作物共済加入者が選択する割合のうち、100分の50	0.123
			第18条第1項第2号に規定する、農作物共済加入者が選択する割合のうち、100分の90	1.303
			第18条第1項第2号に規定する、農作物共済加入者が選択する割合のうち、100分の70	0.067
				%

名古屋市緑政土木局農政課

名古屋市告示第 353 号

換地処分に係る公示送達

次の表の左欄に記載する者に対する同表右欄の土地に係る春日井都市計画事業春日井大留上土地区画整理事業施行者春日井大留上土地区画整理組合が発した土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定による換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第1項及び同条第2項において準用する同法第77条第5項の規定により、書類の送付にかえて通知の内容が愛知県春日井市大留町485番地所在の掲示所に掲示されています。

上記のことについて、同法第133条第2項において準用する同法第77条第5項の規定により公告します。

平成22年7月1日

名古屋市長 河 村 たかし

書類の送付を受けるべき者		土地の表示
氏 名	住 所	
谷口 敬男	名古屋市天白区池場二丁目 3213番地	愛知県春日井市大留町字西 島 788 番 2

名古屋市住宅都市局まちづくり企画部区画整理課

名古屋市告示第 354号

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第 1項の規定により農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

なお、当該農用地利用集積計画は、次のとおり縦覧に供します。

平成22年 7月 1日

名古屋市長 河 村 たかし

1 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市緑政土木局農政課

（名古屋市役所西庁舎 5階）

2 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36条）第 2条第 1項に規定する本市の休日以外の日の午前 8時45分から午後 5時15分まで。ただし、正午から午後 0時45分までを除きます。

名古屋市緑政土木局農政課

名古屋市告示第 355号

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第 1項の規定により農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

なお、当該農用地利用集積計画は、次のとおり縦覧に供します。

平成22年 7月 1日

名古屋市長 河 村 たかし

1 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市緑政土木局農政課

（名古屋市役所西庁舎 5階）

2 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36条）第 2条第 1項に規定する本市の休日以外の日の午前 8時45分から午後 5時15分まで。ただし、正午から午後 0時45分までを除きます。

名古屋市緑政土木局農政課

名古屋市告示第 356号

家賃算定にかかわる利便性係数について

平成22年度における市営住宅の家賃に関し、名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号）第12条第 2項の規定に基づき、事業主体の定める数値を定めたので、名古屋市営住宅条例施行細則（平成 9年名古屋市規則第 114号）第10条第 4項の規定により告示します。

なお、当該家賃に関し、公営住宅法施行令（昭和26年政令第 240号）第 2条第 1項第 2号及び第 3号の数値を算出し、同令第 3条の近傍同種の住宅の家賃を定めたので併せて告示します。

平成22年 7月 1日

名古屋市長 河 村 たかし

名 称	棟名称	号 数	事業主体 の定める 数 値	規模係数	経過年数 係 数	近傍同種 の住宅の 家 賃
豊田荘		101号、 106号、 201号、 206号、 301号、 306号、 401号及び 406号	0.9018	0.9923	1.0000	79,500円
		102号から 105号 まで、 202号から 205号まで、 302 号から 305号まで 及び 402号から 405号まで	0.9018	0.7861	1.0000	63,000円

名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課

名古屋市告示第 357号

告示の訂正について

平成22年名古屋市告示第 342号（開発行為に関する工事の完了）の一部を次のとおり訂正します。

平成22年 7月 1日

名古屋市長 河 村 たかし

「2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称」中、「天白区天白町土原二丁目」を「天白区土原二丁目」に訂正します。

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第 358号

平成22年度名古屋市国民健康保険料の所得割額に係る保険料率について

名古屋市国民健康保険条例（昭和36年名古屋市条例第 1号）第14条第 3項、第15条の 2の 3第 3項、第15条の 4第 2項、附則第 6条、附則第12条及び附則第18条の規定により、平成22年度分国民健康保険料の基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額の所得割額に係る保険料率を次のとおり決定しました。

平成22年 7月 1日

名古屋市長 河 村 たかし

1	基礎賦課額の所得割額に係る保険料率	1.26
2	後期高齢者支援金等賦課額の所得割額に係る保険料率	0.30
3	介護納付金賦課額の所得割額に係る保険料率	0.29

名古屋市健康福祉局生活福祉部保険年金課

名古屋市告示第 359 号

個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定

名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）第18条第4項に規定する個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金として、次の者に対するものを指定し、平成22年1月1日以後に支出する寄附金について適用します。

平成22年7月2日

名古屋市長 河 村 たかし

寄附金を受領する者	寄附金を受領する者の所在地
学校法人越原学園	名古屋市瑞穂区汐路町三丁目40番地

名古屋市財政局税務部税制課

名古屋市選挙管理委員会告示第6号

委員長職の退職について

平成22年7月2日、名古屋市選挙管理委員会委員長加藤徹は委員長の職を退職した。

平成22年7月2日

名古屋市選挙管理委員会委員長 伊藤年一

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市選挙管理委員会告示第7号

委員長選挙の結果について

平成22年7月2日、名古屋市選挙管理委員会規程（昭和44年名古屋市選挙管理委員会規程第2号）第2条の規定による委員長選挙の結果、次の者が委員長に就任した。

平成22年7月2日

名古屋市選挙管理委員会委員長 伊藤年一

- 1 住所 名古屋市名東区新宿二丁目127番地
- 2 氏名 伊藤年一

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市選挙管理委員会告示第8号

委員長職務代理者の指定について

平成22年7月2日、名古屋市選挙管理委員会規程（昭和44年名古屋市選挙管理委員会規程第2号）第5条の規定により、委員長に事故があるとき、又は欠けたとき、その職務を代理すべき委員に次の者を指定した。

平成22年7月2日

名古屋市選挙管理委員会委員長 伊藤年一

1 住所 名古屋市中川区松年町1丁目27番地

2 氏名 山田将文

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市上下水道局管理規程第22号

名古屋市上下水道局非常勤職員の就業の特例に関する規程を次のように定める。

平成22年6月29日

名古屋市上下水道局長 三宅 勝

名古屋市上下水道局非常勤職員の就業の特例に関する規程

平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間における名古屋市上下水道局非常勤職員就業規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第26号）第21条に規定する特別手当の額は、同条の規定にかかわらず、同条の規定により支給することとなる額から当該額に1,000分の70を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。

附 則

この規程は、発布の日から施行する。

名古屋市上下水道局管理規程第23号

名古屋市上下水道局職員の給与の特例に関する規程（平成19年名古屋市上下水道局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

平成22年6月29日

名古屋市上下水道局長 三宅 勝

第1号中「規程別表第1」を「規程別表第1。以下「別表第1」という。」に改め、本則を第1条とし、同条に見出しとして「(給料月額の特例)」を付し、同条の次に次の一条を加える。

(期末手当及び奨励手当の額の特例)

第2条 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間における条例第10条前段及び第11条前段に規定する期末手当及び奨励手当の額は、規程第36条、第47条第1項から第3項まで若しくは第5項から第7項まで若しくは第50条の2又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年名古屋市条例第1号）第4条第1項及び第37条の規定にかかわらず、これらの規定により支給することとなる額から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。

- (1) 別表第1又は企業職給料表(3)（規程別表第3。以下「別表第3」という。）の適用を受ける職員でその職務の級が9級である者 1,000分の90
- (2) 別表第1又は別表第3の適用を受ける職員でその職務の級が8級である者 1,000分の88
- (3) 別表第1又は別表第3の適用を受ける職員でその職務の級が7級である者 1,000分の85
- (4) 別表第1又は別表第3の適用を受ける職員でその職務の級が6級である者及び別表第1、企業職給料表(2)（規程別表第2。以下「別表第2」

という。)又は別表第3の適用を受ける職員でその職務の級が2級から5級までである者 1,000分の70

(5) 別表第1、別表第2又は別表第3の適用を受ける職員でその職務の級が1級である者 1,000分の50

附 則

(施行期日)

1 この規程は、発布の日から施行する。

(名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程の一部改正)

2 名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程の一部を次のように改正する。
第3条第8項中「又は」を「から」に改める。

名古屋市上下水道局管理規程第24号

名古屋市上下水道局退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員の期末手当及び奨励手当の特例に関する規程を次のように定める。

平成22年6月29日

名古屋市上下水道局長 三宅 勝

名古屋市上下水道局退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員の期末手当及び奨励手当の特例に関する規程

平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間における企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和28年名古屋市条例第23号）第10条後段及び第11条後段に規定する期末手当及び奨励手当の額は、名古屋市上下水道局退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員の期末手当及び奨励手当の支給に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第37号。以下「規程」という。）第5条又は名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第31号）第47条第8項及び規程第8条の規定にかかわらず、これらの規定により支給することとなる額から当該額に次の各号に掲げる退職し、若しくは失職し、又は死亡した（以下「退職等した」という。）者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。

- (1) 退職等した日現在において企業職給料表(1)（規程別表第1。以下「別表第1」という。）又は企業職給料表(3)（規程別表第3。以下「別表第3」という。）の適用を受ける職員でその職務の級が9級である者 1,000分の90
- (2) 退職等した日現在において別表第1又は別表第3の適用を受ける職員でその職務の級が8級である者 1,000分の88
- (3) 退職等した日現在において別表第1又は別表第3の適用を受ける職員

でその職務の級が7級である者 1,000分の85

(4) 退職等した日現在において別表第1又は別表第3の適用を受ける職員でその職務の級が6級である者及び別表第1、企業職給料表(2)(規程別表第2。以下「別表第2」という。)又は別表第3の適用を受ける職員でその職務の級が2級から5級までである者 1,000分の70

(5) 退職等した日現在において別表第1、別表第2又は別表第3の適用を受ける職員でその職務の級が1級である者 1,000分の50

附 則

(施行期日)

1 この規程は、発布の日から施行する。

(名古屋市上下水道局退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員の期末手当及び奨励手当の支給に関する規程の一部改正)

2 名古屋市上下水道局退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員の期末手当及び奨励手当の支給に関する規程の一部を次のように改正する。

第2条第1号オ中「給与に相当する給与」を「期末手当に相当する賃金」に改め、同号カ中「給与」を「本市から給与」に改める。

名古屋市上下水道局管理規程第25号

名古屋市上下水道局職員の勤務時間及び休暇に関する規程等の一部を次のように改正する。

平成22年6月30日

名古屋市上下水道局長 三宅 勝

(名古屋市上下水道局職員の勤務時間及び休暇に関する規程の一部改正)

第1条 名古屋市上下水道局職員の勤務時間及び休暇に関する規程(平成12年名古屋市上下水道局管理規程第23号)の一部を次のように改正する。

第9条の2第5項中「(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。)」を削り、同項を同条第6項とし、同条第4項中「ときは」を「場合には」に改め、「(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。)」を削り、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 3歳に満たない子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、超過勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。以下この条において同じ。)をさせてはならない。

(名古屋市上下水道局職員の職務に専念する義務の免除基準等に関する規程の一部改正)

第2条 名古屋市上下水道局職員の職務に専念する義務の免除基準等に関する規程(平成12年名古屋市上下水道局管理規程第24号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第9号の2中「看護」の次に「又は疾病の予防を図るために必要な世話」を加え、同項第10号中「配偶者」を「要介護状態にある配偶者」に改め、「(小学校就学の始期に達するまでの子を除く。)」を削り、「親族の傷病の看護」を「親族(以下「対象親族」という。)の介護その他の世話」に改め、同条第2項を削る。

第3条第1項第4号の2中「5日」の次に「(養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日)」を加え、同項第5号中「引き続いて4日」を「一の年度につき5日(要介護状態にある対象親族が2人以上の場合にあっては、10日)」に改め、「職務に専念する義務を免除さ

れる日の初日から1月以内において、」を削る。

(名古屋市上下水道局職員の育児休業等に関する規程の一部改正)

第3条 名古屋市上下水道局職員の育児休業等に関する規程(平成12年名古屋市上下水道局管理規程第25号)の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を次のように改める。

第2条及び第3条 削除

第4条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

第6条第2項中「又は職員以外の当該子の親が当該子を常態として養育することができることとなったこと」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、発布の日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 平成22年4月1日から施行日の前日までの間(以下「施行日前期間」という。)に、第2条の規定による改正前の名古屋市上下水道局職員の職務に専念する義務の免除基準等に関する規程(以下「改正前規程」という。)第2条第1項第9号の2の規定により職務に専念する義務を免除された日又は時間については、第2条の規定による改正後の名古屋市上下水道局職員の職務に専念する義務の免除基準等に関する規程(以下「改正後規程」という。)第2条第9号の2の規定により職務に専念する義務を免除されたものとみなし、施行日から平成23年3月31日までの間(以下「施行日後期間」という。)における職務に専念する義務を免除されることのできる日数又は時間数については、同号の規定により職務に専念する義務を免除することのできる日数から、施行日前期間に改正前規程第2条第9号の2の規定により職務に専念する義務を免除された日数又は時間数を減じて得た日数又は時間数(当該日数又は時間数が負となる場合は、0)とする。この場合において、施行日以後、改正後規程第2条第9号の2の規定により職務に専念する義務を免除されることのできる日数が1年度につき5日となる職員が施行日前期間に時間単位に分割して職務に専念する義務を免除されている場合の施行日後期間における職務に専念する義務を免除されることのできる日数又は時間数については、第1号から第3号までの規定により算定して得られる日数又は時間数(当該日数又は時間数が負となる場合は、0)とする。

(1) 施行日前期間に改正前規程第2条第1項第9号の2の規定により職務に専念する義務を免除された時間数は、7時間45分をもって1日と換算する。

(2) 5日から施行日前期間に改正前規程第2条第1項第9号の2の規定により職務に専念する義務を免除された期間(前号の規定により換算した日数

(1日に満たない端数を除く。)を含み、半日単位に分割して職務に専念する義務を免除された場合には、同区分2回をもって1日と換算する。)を減ずる。

(3) 第1号の規定により換算した日数に1日に満たない端数(以下「換算後時間数」という。)があるときは、前号の規定により算定した日数(以下「算定後日数」という。)のうち1日をもって7時間45分(算定後日数に1日に満たない端数があるときは、当該端数をもって4時間30分)に換算したのから、換算後時間数を減ずる。ただし、減じて得た時間数に1時間に満たない端数がある場合は、1時間とする。

3 前項の規定は、改正前規程第2条第1項第10号の規定により職務に専念する義務を免除された日又は時間について準用する。

(名古屋市上下水道局職員の勤務時間及び休暇に関する規程及び名古屋市上下水道局職員の職務に専念する義務の免除基準等に関する規程の一部を改正する規程の一部改正)

4 名古屋市上下水道局職員の勤務時間及び休暇に関する規程及び名古屋市上下水道局職員の職務に専念する義務の免除基準等に関する規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程(平成17年名古屋市上下水道局管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

附則中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

名古屋市交通局告示第7号

1 DAY お子サマーパス 2010 の発行について

高速電車乗車料条例施行規程（昭和54年名古屋市交通局管理規程第13号）第19条第5項及び第42条第7項並びに乗合自動車乗車料条例施行規程（昭和28年名古屋市交通局管理規程第35号）第23条第2項の規定に基づき、1 DAY お子サマーパス 2010（以下「お子サマーパス」という。）を次のように発行します。

平成22年6月29日

名古屋市交通局長 長谷川 康 夫

1 料金

300円

2 有効期間

平成22年7月10日から同年8月31日まで

3 発行枚数

10,000枚

4 発行場所

各駅、各営業所、分所及び名古屋市市電・地下鉄保存館とします。ただし、必要に応じて他の場所でも発行することがあります。

5 使用条件

お子サマーパスは、1枚で小児1人が有効期間内の使用日1日に限り、本市の高速電車及び乗合自動車の全線にわたり使用することができ、その使用回数を制限しません。

6 発行期間

平成22年7月10日から同年8月31日まで

7 料金の払戻し

(1) お子サマーパスの料金の払戻しは、未使用の乗車券及びスタンプ台紙（花の種付き）がセットの場合に限り取り扱い、その期間は、発行日から平成22年8月31日までとします。

(2) お子サマーパスの料金を払い戻す場合における手数料は、1枚につき100円とします。

8 不正使用

お子サマーパスの不正使用に係る乗車料金及び増料金については、共通一日乗車券の例によります。

9 様式



(裏面磁気膜)

名古屋市交通局営業本部営業統括部乗客誘致推進課

名古屋市交通局管理規程第21号

職務に専念する義務の免除基準に関する規程及び職務に専念する義務の免除基準に関する規程の一部を改正する規程の一部を次のように改正する。

平成22年6月29日

名古屋市交通局長 長谷川 康 夫

(職務に専念する義務の免除基準に関する規程の一部改正)

第1条 職務に専念する義務の免除基準に関する規程(昭和55年名古屋市交通局管理規程第11号)の一部を次のように改正する。

第2条ただし書を削り、同条第9号中「看護」の次に「又は疾病の予防を図るために必要な世話」を、「5日」の次に「(養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては、10日)」を加え、同条第9号の2中「配偶者」を「要介護状態にある配偶者」に改め、「(小学校就学の始期に達するまでの子を除く。)」を削り、「親族の傷病の看護」を「親族(以下「対象親族」という。)の介護その他の世話」に、「引き続き4日以内(職務に専念する義務を免除される日の初日から1月以内において、1日単位(勤務時間細目規程第5条第1項に規定する職員にあつては、1日、半日又は時間単位))」を「1年度につき5日(要介護状態にある対象親族が2人以上の場合にあつては、10日)以内(勤務時間細目規程第5条第1項に規定する職員にあつては、半日又は時間単位)」に改める。

(職務に専念する義務の免除基準に関する規程の一部を改正する規程の一部改正)

第2条 職務に専念する義務の免除基準に関する規程の一部を改正する規程(平成17年名古屋市交通局管理規程第16号)の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の項番号を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年6月30日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 平成22年4月1日から施行日の前日までの間（以下「施行日前期間」という。）に、この規程による改正前の職務に専念する義務の免除基準に関する規程（以下「改正前規程」という。）第2条第9号の規定により職務に専念する義務を免除された日又は時間については、この規程による改正後の職務に専念する義務の免除基準に関する規程（以下「改正後規程」という。）第2条第9号の規定により職務に専念する義務を免除されたものとみなし、施行日から平成23年3月31日までの間（以下「施行日後期間」という。）における職務に専念する義務を免除されることのできる日数又は時間数については、同号の規定により職務に専念する義務を免除されることのできる日数から、施行日前期間に改正前規程第2条第9号の規定により職務に専念する義務を免除された日数又は時間数を減じて得た日数又は時間数（当該日数又は時間数が負となる場合は0）とする。この場合において、施行日以後、改正後規程第2条第9号の規定により職務に専念する義務を免除されることのできる日数が1年度につき5日となる職員が施行日前期間に時間単位に分割して職務に専念する義務を免除されている場合の施行日後期間における職務に専念する義務を免除されることのできる日数又は時間数については、第1号から第3号までの規定により算定して得られる日数又は時間数（当該日数又は時間数が負となる場合は0）とする。
 - (1) 施行日前期間に改正前規程第2条第9号の規定により職務に専念する義務を免除された時間数は、1日の正規の勤務時間をもって1日と換算する。
 - (2) 5日から施行日前期間に改正前規程第2条第9号の規定により職務に専念する義務を免除された期間（前号の規定により換算した日数（1日に満たない端数を除く。）を含み、半日単位に分割して職務に専念する義務を免除された場合には、同区分2回をもって1日と換算する。）を減ずる。
 - (3) 第1号の規定により換算した日数に1日に満たない端数（以下「換算後

時間数」という。)があるときは、前号の規定により算定した日数(以下「算定後日数」という。)のうち1日をもって正規の勤務時間(算定後日数に1日に満たない端数があるときは、当該端数をもって4時間30分)に換算したものから、換算後時間数を減ずる。ただし、減じて得た時間数に1時間に満たない端数がある場合は、1時間とする。

- 3 前項の規定は、改正前規程第2条第9号の2の規定により職務に専念する義務を免除された日数又は時間について準用する。

名古屋市交通局管理規程第22号

勤務時間及び休暇に関する規程の実施細目に関する規程及び職員の育児休業等に関する条例施行規程の一部を次のように改正する。

平成22年6月29日

名古屋市交通局長 長谷川 康 夫

(勤務時間及び休暇に関する規程の実施細目に関する規程の一部改正)

第1条 勤務時間及び休暇に関する規程の実施細目に関する規程(昭和55年名古屋市交通局管理規程第12号)の一部を次のように改正する。

第2条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 局長は、3歳に満たない子のある職員が、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、超過勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。以下この条において同じ。)をさせてはならない。

(職員の育児休業等に関する条例施行規程の一部改正)

第2条 職員の育児休業等に関する条例施行規程(平成4年名古屋市交通局管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を次のように改める。

第2条及び第3条 削除

第4条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

第7条第2項中「又は職員以外の当該子の親が常態として養育することができることとなったこと」を削る。

附 則

この規程は、平成22年6月30日から施行する。

名古屋市病院局管理規程第24号

名古屋市病院局職員の勤務時間及び休暇に関する規程（平成20年名古屋市病院局管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

平成22年 6月30日

名古屋市病院局長 上 田 龍 三

第 9条第 5項中「（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。）」を削り、同項を同条第 6項とし、同条第 4項中「（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。）」を削り、同項を同条第 5項とし、同条第 3項の次に次の 1項を加える。

4 局長は、3歳に満たない子のある職員が、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、超過勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。以下この条において同じ。）をさせてはならない。

附 則

この規程は、発布の日から施行する。

名古屋市病院局管理規程第25号

名古屋市病院局職員の職務に専念する義務の免除基準等に関する規程（平成20年名古屋市病院局管理規程第21号）の一部を次のように改正する。

平成22年 6月30日

名古屋市病院局長 上 田 龍 三

第2条第1項第11号中「看護」の次に「又は疾病の予防を図るために必要な世話」を加え、同項第12号中「配偶者」を「要介護状態にある配偶者」に改め、「（小学校就学の始期に達するまでの子を除く。）」を削り、「親族の傷病の看護」を「親族（以下「対象親族」という。）の介護その他の世話」に改め、同条第2項を削る。

第3条第1項第6号中「5日」を「5日（養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）」に改め、同項第7号中「引き続き4日以内（職務に専念する義務を免除される日の初日から1月以内において、）」を「1年度につき5日（要介護状態にある対象親族が2人以上の場合にあっては、10日）以内（）」に改める。

附 則

- 1 この規程は、発布の日から施行する。
- 2 平成22年4月1日からこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間（以下「施行日前期間」という。）に、この規程による改正前の職務に専念する義務の免除基準に関する規程（以下「改正前規程」という。）第2条第11号の規定により職務に専念する義務を免除された日又は時間については、この規程による改正後の職務に専念する義務の免除基準に関する規程（以下「改正後規程」という。）第2条第11号の規定により職務に専念する義務を免除されたものとみなし、施行日から平成23年3月31までの間（以下「施行日後期間」という。）における職務に専念する義務を免除さ

れることのできる日数又は時間数については、同号の規定により職務に専念する義務を免除されることのできる日数から、施行日前期間に改正前規程第2条第11号の規定により職務に専念する義務を免除された日数又は時間数を減じて得た日数又は時間数（当該日数又は時間数が負となる場合は0）とする。この場合において、施行日以後、改正後規程第2条第11号の規定により職務に専念する義務を免除されることのできる日数が1年度につき5日となる職員が施行日前期間に時間単位に分割して職務に専念する義務を免除されている場合の施行日後期間における職務に専念する義務を免除されることのできる日数又は時間数については、次の各号の規定により算定して得られる日数又は時間数（当該日数又は時間数が負となる場合は0）とする。

- (1) 施行日前期間に改正前規程第2条第11号の規定により職務に専念する義務を免除された時間数は、7時間45分をもって1日と換算する。
- (2) 5日から施行日前期間に改正前規程第2条第11号の規定により職務に専念する義務を免除された期間（前号の規定により換算した日数（1日に満たない端数を除く。）を含み、半日単位に分割して職務に専念する義務を免除された場合には、同区分2回をもって1日と換算する。）を減ずる。
- (3) 第1号の規定により換算した日数に1日に満たない端数（以下「換算後時間数」という。）があるときは、前号の規定により算定した日数（以下「算定後日数」という。）のうち1日をもって7時間45分（算定後日数に1日に満たない端数があるときは、当該端数をもって4時間30分）に換算したものから、換算後時間数を減ずる。ただし、減じて得た時間数に1時間に満たない端数がある場合は、1時間とする。

3 前項の規定は、改正前規程第2条第12号の規定により職務に専念する義務を免除された日又は時間について準用する。

名古屋市病院局管理規程第26号

名古屋市病院局職員の育児休業等に関する規程（平成20年名古屋市病院局管理規程第22号）の一部を次のように改正する。

平成22年 6月30日

名古屋市病院局長 上 田 龍 三

第 2条を次のように改める。

第 2条 削除

附 則

この規程は、発布の日から施行する。

名古屋市病院局管理規程第27号

名古屋市病院局職員の勤務時間の特例等に関する規程（平成20年名古屋市病院局管理規程第20号）の一部を次のように改正する。

平成22年 7月 1日

名古屋市病院局長 上 田 龍 三

別表中

「

西部医療センター城西病院及び西部医療センター城北病院に勤務する炊事業務に従事する者	A	午前 6時から午後 2時30分まで
	B	午前 9時15分から午後 5時45分まで
	C	午前10時45分から午後 7時15分まで

を

」

「

西部医療センター城西病院に勤務する炊事業務に従事する者	A	午前 6時から午後 2時30分まで
	B	午前 9時15分から午後 5時45分まで
	C	午前10時20分から午後 6時50分まで

に改める。

」

附 則

この規程は、発布の日から施行する。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出がなされましたので、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成22年 7月 2日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ファッションセンターしまむら守山店

名古屋市守山区下志段味字北荒田2340番地の 1 外 3筆

2 大規模小売店舗を設置する者及びこの大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 設置者

名 称	代表者の氏名	住 所
(株)しまむら	代表取締役 野中 正人	さいたま市北区宮原町二丁目19番 4号

(2) 小売業者

名 称	代表者の氏名	住 所
(株)しまむら	代表取締役 野中 正人	さいたま市北区宮原町二丁目19番 4号

3 大規模小売店舗の新設をする日

平成23年 2月18日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,142平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

52台

(2) 駐輪場の収容台数

14台

(3) 荷さばき施設の面積

35平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

52.9立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻	閉店時刻
午前10時00分	午後 8時00分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 9時45分から午後 8時15分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

2箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 0時00分から午後12時00分まで

7 届出の日

平成22年 6月17日

8 届出書等の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

守山区役所情報コーナー

9 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成22年 7月 2日から平成22年11月 2日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 10 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

- 11 意見書の提出期限及び提出先

平成22年11月 2日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課